

第 12 回 山形県景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 2 月 28 日 (木) 14 時 00 分から 16 時 00 分
- 2 場 所 山形県庁 2 階・講堂
- 3 出席委員 齋藤会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、小山委員、高澤委員、
日原委員、堀委員、宮原委員 9 名
欠席委員 伊藤委員、岩鼻委員、手塚委員、沼田委員、渡辺委員 5 名

4 審 議

(齋藤会長)

本日の審議事項としては、諮問事項が 2 件と報告事項が 1 件ございます。

(議事録署名委員に、小山委員と日原委員を指名)

はじめに「景観法第 19 条に基づく景観重要建造物の指定」ということで、最上町の「最上白川砂防堰堤」の指定について、諮問されておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「景観法第 19 条に基づく景観重要建造物の指定について」を説明(略)

(齋藤会長)

今の案件は、景観法に基づく景観重要建造物の指定の基準、県が持っている指定の方針、その他の要件を満足しているというご報告でした。この物件については、審査部会で現地調査をしていただいておりますので、調査結果について、石川委員から報告をお願いいたします。

(石川委員)

はい。11 月 9 日に日原委員と、都市計画課の皆さんと一緒に現地に行ってまいりました。先ほどの都市計画課の沼澤さんの熱弁のとおりでございまして、ほとんど付け加えることはないという感じなんです。先ほどの写真を見て改めて感じたんですけども、工事の前は石ころだらけの川で、ちょうど私の名前「石川」と似たような川だったのと、こういう土地もあのくらい綺麗になるんだなと思いました。

最上白川砂防堰堤は昭和 27 年に着工されていまして、そのあと補強・改築工事が平成 3 年から行われ、2 回工事が行われているんですけども、現地は、国道から 7 キロくらい入っていったところで、まず行って見て第一印象として思ったのが、「ああ、いいナイアガラだな」という感じを受けました。砂防堰堤というのは、県内にいくつあるのかわかりませんが、私もいくつか見た中で、こんなに凄い堰堤は見たことがないなと、水の豊富な山形を象徴するような感じを受けました。

先ほどの説明にもありましたが、あずまやもありますし、展望広場も駐車場もあります。ひとつ残念なことは、水力発電をやっていないこと、この水の流れ、もったいないなと思いました。また、富沢石という地元の石が使われておりまして、かなり丁寧な積み方をされている堰堤です。

また「産業開発青年隊」に関する説明も先ほどありましたが、私も帰ってから調べてみました。戦後の荒廃期、日本の産業が壊滅しまして、引揚者とか復員軍人があふれてしまって、390 万人という失業者が出た時代、その失業者をどうやって救済していくか、というところから「国土総合開発法」が制定されまして、自然と人とは一体である、使命なきところに生命はない、という思想のもとに、全国でダムを中心とした特定地域開発が進められたとのこと。この砂防堰堤もその開発でつくら

れたものであり、いわゆる「産業文化遺産」のような価値もあるのだらうと、十分、景観重要建造物としての要件を満たすものであらうという印象です。以上です。

(齋藤会長)

ありがとうございました。ではこの件につきましてご質疑承りたいと思います。いかがでしょうか。

(小山委員)

質問なんですが、先ほど動画を見せていただいたときに、その堰堤の下のほうに水の流れがありましたけれども、あれは魚道になっているのでしょうか。

(事務局)

動画にうつっていた水の流れは左岸側にありまして、これは魚道ではなくて灌漑用に流しているものです。魚道は別の場所にありまして、砂防堰堤のすぐ下流の右岸側にあります。

(小山委員)

はい、わかりました。

(相羽委員)

2つお聞きしたいのですが。ものはすごくいいと思うんですが、砂防堰堤の場合、例えば赤倉温泉なんかで今揉めている論拠は、すぐ砂が溜まって使い勝手が悪くなるとか、使えなくなるということのようですが、これまでにその辺の機能がうまくいっている理由とか、何か作り方の工夫があるのかという点について。それから、平成3年から補強・改築工事を行っているようですが、これは原形を残したままの改築と考えてよろしいのかどうか、この2点について教えていただきたいと思います。

(事務局)

まずは補強・改築工事について説明いたします。断面図を見ていただいて、原形の堰堤の下流側に「腹付け」、つまりコンクリートを足して、さらにその前面に石を張っています。あとは上部に嵩上げをして補強しております。改築については平成3年に着工。これは、堰堤の下の方から水が漏れていましたので、グラウトという薬液を注入しまして、まずは水の漏れを止めました。それが2年から3年かかっております。そのあとに、先ほどの補強、腹付けコンクリートを打って、前面にこの石を張って、完了が平成9年ということで、補強・改築工事は連続した工事となっております。

最初のご質問に関してですが、そもそも「砂防ダム・砂防堰堤」は、土砂が溜まってから効果を発揮するものなのです。まずは溪流からの土砂が流れ込んできて、堰堤の背面に土砂が溜まります。土砂が溜まることによって深い沢が高くなっていきますので、それによって周辺の雨等による侵食が抑えられることとなります。さらに、土砂が溜まることによって堰堤は構造的により安定するようになっておりますので、それにより土砂の下流への流出を抑制することとなります。このように、土砂が溜まってから、さらに効果を発揮するのが砂防ダムなのです。

一方、先ほどお話に出ました赤倉ダムについてですが、あれは「治水ダム」ですので、そもそも考え方が違います。治水ダムと砂防ダムの考え方。治水ダムは水を溜めて、それを使うというのが基本にありますけれども、ここのは砂防ダムであり、そもそも土砂を溜めることを前提として設計されています。

(相羽委員)

そうすると、今見えている石積みは補強工事の時のもので、元々のものを参照しているということでもよろしいのでしょうか。もう一つ、この水が流下して白くなっているところ、要するに堰堤が低くなっているところが元々のまま残っている部分だと解釈していいのか、それについても教えて下さい。

(事務局)

堰堤が低くなっているところ、高さ12メートルの位置ですが、ここの位置と幅は当初から変わっていません。嵩上げをしたのはその両脇の部分になります。ぼろぼろになっていたものですから、腹付けをすることによって倒れないように補強したわけです。基本的には大きさは変えていなくて、補強したということです。

それから、石については、相羽委員がおっしゃったように、今見えている石積みは補強工事の時の

もので、元々のものを参照しています。元々の堰堤には石が使われていて、補強・改築工事では、その前面にコンクリートを打って、さらに石を張ってしまして、元の堰堤はそのまま埋まっています。今見えている石は補強・改築工事で新しくしたのですが、元々の堰堤に使われていたものと同じ地元の石を使っていますので、もう馴染んでいるという感じがします。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。

(宮原委員)

この砂防ダムを作るにあたっての歴史的な背景ですとか、産業開発青年隊の関わりについて、今現在、このダムに行った時に、誰でもそのことがわかるような情報発信をしておりますでしょうか。

(事務局)

右岸に展望広場がありまして、そこにあるあずまやの中に、私が先ほど説明した内容や写真を載せた説明板が掲示してあり、誰でも見るできるようになっています。

(齋藤会長)

ほかにありませんでしょうか。

それでは、この「最上白川砂防堰堤」を景観重要建造物に指定するかどうかについて、採決をすることになっておりますので、ご協力をお願いします。本件を景観重要建造物に指定することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。挙手多数ですので、審議会としては「異議なし」と答申いたします。なお、答申の細かい内容については、わたくしに一任させていただくということによろしいでしょうか。はい、では承りました。

(堀委員)

関連して一言。良い指定ができたと思うんですが、皆さんご存知だと思いますけれども、景観重要建造物というのは、いわゆる文化財保護法による文化財とまるで違うんですね。あちらの方は、全国的に見て、比較して、客観的に重要であるということが一番の要件なんですね。しかし景観重要建造物というのはそうではなくて、地域の人たちが愛着を持っていて、ほかの人たちから見たら取り立てて特別なものではないかもしれないけれど、でも地域の人たちにとってはとても大事なものなんだと。それはまさに、今、説明があったような歴史というものと一体なんですね。こういうものが指定できたというのは大変結構なことだと思いますね。

それで、今後もこういう掘り起こしをやっていただきたい。今、全国で250くらい指定されていると思うんですが、ほとんどのものは、結局、文化財的に、国宝があって重要文化財があって登録指定文化財があって、それにならないもの、次のレベルのものをここで拾うっていう感覚がすごく強いんですが、本来は違うんですね。

例えば、自分たちの集落の裏山、それは全国的に見たらどこにでもある裏山であっても、そこの人たちにとってはかけがえのない裏山、そういうものを指定するのがこれの主旨なので。ただ、こういうものを拾い起こす・拾い出すというのはとても大変だと思うんですよ。でもぜひやっていただきたいと思いますし、今回、こういうものが指定できたということは、とても喜ばしいことだと思うんですが、そういうことも含めてなんとかうまく、先ほどもありましたけれど、ぜひとも県民に伝わるようにしていただきたいなと思いますし、それから全国にも「他のものと違う」ということを発信してもらいたいですね。よろしくをお願いします。

(事務局)

全国で砂防堰堤を景観重要建造物に指定したものあるのかどうか調べてみましたら、一件も無くて、今回の案件が全国で初めてのようです。

(堀委員)

そうですね。文化財では堰堤、たくさん指定されているんですけどね。景観という切り口では今まで無かったかなと。ますます努力して、こういうものを掘り起こしていただきたいと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございました。それではつづきまして、2つ目の審議に入ります。「山形県景観条例第26条に基づく眺望景観資産の指定について」です。この案件は「市町村からの提案」による初めての案件でございますので、ご審議お願いしたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第26条に基づく眺望景観資産の指定について」を説明(略)

(齋藤会長)

この件については審査部会で現地調査をしていただいております。日原委員よろしく申し上げます。

(日原委員)

当日はすごく天候が荒れまして、残念なことに、写真のようなパノラマな景色は望めなかったんですけども、実は私が現役時代は、チュートリアル制度というのが大学にございまして、主に景観、まちづくりという視点で、学生たちをあちらこちら連れていきまして、大抵泊りがけで行きました時に、どこへ行こうかという、いつもここになってしまうんですね。これはなぜかという、橋を渡り、丘陵の麓から一番上の方へ登ったところに施設がございまして、たくさんのコテージがあるんですね。それで、そこに至るまでが大変ドラマティックだったんです。それはやっぱりこの雄大なパノラマの景観にあったのだと思います。

それがずっとイメージとして定着しておりましたので、県内あちらこちら素敵なおところはいっぱいありましたけれど、学生たちが一番好んだ場所だったのでしょうか。ですから私は、施設から望む景観もさることながら、ここ全体の施設も含めて十分アピールできると思います。そして、もう一方で土偶ですね。ここではちょっと無関係になっているんですけど、それと結ぶようなシナリオがなんとかできないかと思いました。非常に感覚的な話で申し訳ないんですけども、私が感じたことはそんなところですよ。

(齋藤会長)

ありがとうございました。それではご質疑を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(宮原委員)

今回の眺望景観資産の名称として、「舟形若あゆ温泉からの山並みと町並みの眺め」というように記載されているのですが、今のご説明では、山並みのご説明はあったのですが、町並みというところが名称として付いている中で、町並みを景観としてどのようにご説明されるのかを教えてください。いくつか町が見えていて、そこはどこの町なんだろうとか、ちょっと分からない部分もありますので、町並みについてどういう景観なのかを教えてください。

(事務局)

先ほどお配りした資料の「提案書」をご覧ください。その提案書の中で舟形町さんの方から「舟形若あゆ温泉からの山並みと町並みの眺め」という名称の提案をいただきましたので、県の方でもそれを尊重しまして、今回、そのままの名称にさせていただきます。

実際には、舟形町の町並みというのは、ちょうどJR舟形駅の近く、舟形町役場の周辺になるわけですが、間に最上小国川を挟みまして、その町並みが遠望できる状況になっていますので、そのような名称の提案をされたのだと思います。本日、提案者である舟形町さんが出席されておりますので、その辺について補足していただきたいのですが。

(齋藤会長)

出席しておられるのは、中山さんでしょうか。

(舟形町：中山まちづくり課長)

はい、中山です。よろしく申し上げます。町並みについては、写真ではちょっと見えづらいのですが、河川があって、その上に見える田んぼの段丘、さらに上のところは河岸段丘状にひらけている。そういったところに集落が点在しているところですので、この河岸段丘についても価値があるというこ

とで、いろんな大学さんが研究をされているというようなこともあります。舟形町は、その河岸段丘状にひらけている町ということで、「町並み」を名称に付けて提案させていただきました。

(齋藤会長)

今、舟形町の中山さんからご説明がありましたとおり、この眺望点は河岸段丘とそれを覆っている樹林帯が豊かに見えわたるところです。山河がつくる大柄な風景に、里が入り込んでいるようなところですので、そんなニュアンスをうまく伝えることができれば、なおさらいいんじゃないかと思います。例えば、「山河と里の眺め」というような言い方もあるでしょうし、主たる対象物も「樹木、山」だけというよりは、最上小国川も視野に入れて、「山と河川、河岸段丘とそれを覆う樹林帯」とか、そんなふうの主たる対象物を定めると、あの大きな風景に近づくんじゃないかという気がします。今日拝見した限りでの印象ですけれども、何か皆様方からご提案があれば承りたいのですが。

(石川委員)

舟形町さんにちょっとお尋ねしたいんですが、「ブナの実 21 (自然保護地域活動隊)」で「縄文の女神」のミニチュア版を作っていて、私、それを買い求めていて、書棚の上に置いていたものですから、3.11の地震の時に倒れるかと思ったら倒れないんですね。びっくりしちゃって。バランスがいいなと思って。縄文の時代の人たちの凄さに改めてびっくりしちゃったんですけども、その辺りに縄文の人たちが住んだというその背景みたいなものですね、舟形町さんの方ではどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

(舟形町)

「縄文の女神」が昨年(2012年)の9月6日に国宝に指定されまして、県の最上総合支庁さんと舟形町の方で委員会を立ち上げまして、町で縄文の女神の出土地を整備することについて、今、検討を進めているところです。その出土地整備だけではお客さんをお呼びできないだろうということで、同じ最上管内の最上町さんにある「水木田遺跡」とか、いろんなところとの広域的な連携をして活用を図ろう、というような検討をしております。

それから「ブナの実 21」さんについては、今も活動をされていますけれども、事務局には役場職員もいっぱいおりまして、今回、国宝に指定されたものですから、そちらについても頑張っております。縄文の女神のレプリカについても製造が間に合わないような状況なのですが、これをお土産品として売るために、温泉とかそういった出土地の整備とか、この眺望景観資産が指定されることで、なお相乗効果が出てこればということで、今回ご提案をさせていただいたところでございます。

(高澤委員)

2点あります。先ほど宮原委員からもありましたが、一点目が眺望景観資産の名称について。「町並み」というと、何となく建物とか市街地のイメージを抱いてしまいがちなので、先ほど齋藤会長がおっしゃったように、里とか河岸段丘というふうにダイレクトに名称に入れたほうがインパクトがあるのかなと思いながら伺っていました。

あと2点目。実は私はこちらの方へは行ったことはないのですが、この視点場に至るまでのアプローチも非常に美しそうで、ぜひ行ってみたいと思いながら拝見していました。これまで指定された3つの眺望景観資産の視点場について、指定されたあとに観光客というか、来る方が増えているかということにも関わるんですが、ここが指定されて、たくさんの方、それも施設を利用しない方が増えた時に、この若あゆ温泉の施設側で柔軟な対応ができるかどうかというあたりが、少し気になっています。施設も利用して下さる方が増えるのが一番いいと思うんですが、その辺はどのような状況が教えていただきたいと思います。

(齋藤会長)

2点目に関していかがでしょうか。若あゆ温泉の施設そのものも利用してもらったほうがいいんでしょうけれども、お客様が増えたとしても必ずしも全員が施設を使うわけではないだろうと。その時に、施設を使わない人でも豊かな気持ちで帰れるような、そういうバックアップ体制はあるのでしょうか、ということですね。

(舟形町)

この若あゆ温泉の施設の、すぐ脇(東側)が駐車場になっています。この駐車場から見ても同じようなパノラマが望めますので、施設に入らなくても、駐車場から同じ高さで十分に見ることができます。その駐車場からでもよろしいですし、施設の北側に高台があるのですが、そこが周辺で一番高いところとして、そちらにあずまやを整備しております。施設から大体歩いて100メートルくらい、高さ的には20メートルくらい高いんですが、そちらには遊歩道を整備しております。そこを登っていただくと、北西の方には鳥海山も見ることができまして、360度の大パノラマになります。ただ、こちらについては、冬期間の除雪が難しいため、今回は、若あゆ温泉からであれば高齢者の方でも見ることができるということで、こちらだけの提案とさせていただきます。

(齋藤会長)

それでは、眺望景観資産の名称も含めてご議論いただきたいと思います。まず、この眺望景観資産の指定について、名称をつけなければいけないんですが、その名称としての原案は「舟形若あゆ温泉からの山並みと町並みの眺め」であると。これについては、先ほど高澤委員からもコメントがありましたように、「町並み」という言い方では、なんとなく市街地がドンと見えるような感じがするので、もう少し現場に即していったらどうか。たまたま私は「里」と申し上げましたけれども、例えば「山河と里の眺め」くらいではどうだろうか、そんな考え方もあります。また、それとは別に、眺めについて、主たる対象物というものも指定しなければいけないことになっております。その項目のリストが皆様お手元の「資料2」の1ページの上の方にありますが、建造物、樹木、田畑、山、河川、海岸、「前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの」とあります。現場を拝見しますと、樹木というには全然規模が違うような気がいたしますし、河川も多分この場合、重要だと思っんですけども、この河岸段丘を該当させるような項目は無いんですね。それで「前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの」というところが問題なんです、この規則で定めるものというのは何があるのでしょうか。

(事務局)

「資料2」にもありますが、山形県景観規則第18条で定められておまして、1つ目は「市街地又は集落を形成している区域」、2つ目は「市街地内又は集落内の道路及びその沿道の建築物等」となっております。

(齋藤会長)

ということは、河岸段丘のようなものは指定できないんでしょうかね。そうすると、このことと現状を照らし合わせた時に、せめて河川を付け加えて「樹木、山、河川」となるのでしょうか。

(事務局)

改めて説明させていただきますと、山形県景観規則第17条で、眺望景観資産を指定したときは、指定の年月日、名称、視点、主たる対象物を告示することになっております。ここで「主たる対象物」については、これまでに指定してきた眺望景観資産の告示を見ますと、「樹木、山、河川」というように項目を列記しているものではありません。例えば「米沢盆地の田畑」や「山形市街地とそれを取りまく山々」といった表記にしております。

(齋藤会長)

ということだそうです。それでは「主たる対象物」の項目としては、提案されている「樹木、山」の他に「河川」を加えたらどうかという点がご審議していただきたい1点。それからもう1つは、眺望景観資産の名称のことですけれども、例えば「山河と里の眺め」という書き方で、現状を捉えられているかどうかという点ですが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

はい。それではですね、この眺望景観資産の指定について、名称は「舟形若あゆ温泉からの山河と里の眺め」、主たる対象物の項目は「樹木、山、河川」ということで、採決を行いたいと思います。本件の指定について、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。挙手多数ですので、審議会としては「異議なし」と答申いたします。こちらについても、答申の詳細につ

いては、わたくしに一任させていただくということによろしいでしょうか。はい。では承りました。

(堀委員)

すみません。今後のためにということで一言付け加えさせてください。審査部会の現地調査時の写真を見ていただきますと、立って見えていますよね。テラスにはテーブルとイスが置いてあるみたいですが、すけれども、恐らくイスに座ると、テラスの転落防護柵が邪魔になって、眺望が見にくいと思うんですね。そうであるという現状を少し認識しておいていただいて、チャンスがあったら、座ってでも気持ちよく眺められる場にする、そこがやっぱり目指すべきこの視点の場なんですね。それはぜひ意識しておいていただきたいと思います。今後のより良い眺望、より良いまちづくりという観点から、こういうことをきめ細かくやると、どんどん良くなっていくんですね。ぜひ頑張ってくださいと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。ついでに言うと、施設を使わない人が、代表視点のテラスまでにたどり着くルートがありますよね。この施設の東側にある登り口の横に、物置のようなものがありますが、こういうのをなくして、この階段をもっと気持ちいいものに作っていただければ、なおさら良くなるんじゃないかと思います。ぜひご検討ください。

(堀委員)

恐らく、こうやって眺望景観資産に指定されると、上に言いやすくなると思うので、当然、担当者はこういうことは分かっていると思いますけど、お金がかかることだし、なかなか言いにくいとは思いますが、県の指定を受けたんだということによって、ぜひともこういったところを良くしていただきたいなと思います。

(日原委員)

堀委員がおっしゃったように、座って見られないんですね。格子が邪魔になるし。それからテラスの壁面に大きなポスターみたいなものがありますし、テラスのフロアマットがグリーンですね。このグリーンも鮮やか過ぎてちょっと品性に欠けますね。これからはここが大切な視点場になりますから、眺望が生かされるように細かいことがいろいろありますので、ぜひその辺もこれからご検討頂けるといいですね。

(相羽委員)

すみません、ついでで申し訳ありません。多分もうかなり整備済みだとは思いますが、先ほどの説明で一番気になったのは北側の高台で、360度見える場所があるという、そこに鉄塔が建っているということですが、鉄塔のそばで快適に景色を見ることができかどうかについての確証はないんですね。すけれども、「視点場」ということで言うと、視点の周りということ、そこも含まれるわけですから、指定の中でそこまで含めて書いて、今後、その整備についてもお金をかけてできるようにするとか、その辺の書き方ももし可能であれば、この場所に来て、代表視点のテラスにだけ行くんじゃなくて、駐車場からも見る、なおかつ北側の高台に行って360度見ることができるといふ。そんな感じで全体を整備すると、もっと充実すると思います。

(齋藤会長)

舟形町さん、いろいろ注文が出ましたけれど、恐らく、このご発言されている方のどなたかに相談されれば、ほぼ無料で検討をしてくださると思いますから、ぜひご相談してみてください。

(小山委員)

テラスの先端を代表視点としているようですが、そちらへの案内とか、テラスに行きやすくなっておりますでしょうか。

(舟形町)

案内は特にありません。この温泉の泉質が海水の半分位の塩分があるものですから、ぽかぽか温まるんです。それで、特に夏場は、温泉に入った多くの方はテラスに出て、風景を眺めております。また、テラスの壁面にパノラマ写真を掲示しております、ここからはこういう山々が見えるんだよ

というような説明だけはさせていただいております。

(齋藤会長)

日原委員が先ほどおっしゃったのは、このパノラマ写真がどうなのかなと。実際の眺望景観に対して、ちょっと強くないかなということだと思います。もっと上品にやるともっと良くなるんじゃないかと。

(舟形町)

先ほどからいろんなご意見をいただきましたので、町長と相談しながら、対応できるように頑張りたいと思います。

(堀委員)

頑張ってください。

(齋藤会長)

ありがとうございました。山畑委員、何かございませんか。

(山畑委員)

やはりこの駐車場に来られて、施設を利用しない場合でも、この代表視点であるテラスへのアクセスが有効に、分かりやすくされるのがいいと思います。外側からもバリアフリーの斜路を作って簡単にテラスへ行けるだとか、そういう整備については皆さんからいろんな話がありましたので、参考にされて、より良い雰囲気盛り上げていただければと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。どうぞ、ますますよい場所にしてください。

それでは、次に報告事項に移りたいと思います。「景観行政の進捗状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「景観行政の進捗状況について」 遊佐町の都市計画決定路線の屋外広告物規制の方向性

景観まちづくりの支援(セミナー、PR等) 景観行政団体移行への取り組み について報告(略)

(齋藤会長)

ただ今のご報告について、ご発言いただけますか。よろしく願いいたします。

(宮原委員)

最上地域の地域づくりセミナーの件で、11月2日に高澤委員と一緒に参加させていただきました。やっぱり行って見て、地域の皆さんから、こういうすてきな場所がある、こういうところがあるという話をお伺いしていると、こうやって皆さんで意見を出し合いながら、それぞれがこういう場所も景観条例で資産として指定をしてもらえるんだとか、そういう道筋が自ずと分かってくるので、セミナー等々の手法というのはやはり必要だなと思います。

それから、今回の審議の中で、最上地域の2件を指定することができましたことを大変うれしく思っているとともに、まだまだ山形県内のたくさんの地域には、眠っている景観があるので、それを積極的に掘り起こしていく活動を続けていくのと、それから、指定された後に、やはり多くの県民の方に、そこへ訪ねていただいたり、景観を楽しんでいただくという「次の動き」を促すような仕組みもまた大切なのかなと思いました。以上です。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。

(山畑委員)

遊佐町の鳥海山を望む景観のお話がありましたけれども、屋外広告物との関係で今後見直しを図っていくということですが、このように従来条例では想定していなかった事態を想定して、その中で今ある美しい景観を残していくための方策を今後検討していくと。それも具体的に次の一步を踏み出す検討を進めるということでしょうか。

(事務局)

遊佐町の件につきましては、屋外広告物審議会の時にも、こういう事態を想定して、遊佐町と調整を進めているということをお話しさせていただきました。その席で山畑委員からは、例えば遊佐町が自ら景観行政団体に移行して景観行政を進めていこうとした時に、県が考えている景観づくりと違う方向に進んでしまわないように、町の方としっかりと調整を図るように、市町村が景観行政団体になるうとする場合には、県の考え方をきちんと示した上で、移行の相談にのるように、というような話をいただきました。遊佐町については、県が引き続き景観行政を担っていくのか、または町が主体になって景観行政を進めていくのかという調整がまず出てきます。その後、鳥海山を望む景観をどう守っていくのか、屋外広告物の規制をどのようにしていくのか、と続いていくわけですので、その辺については山畑委員の意見を参考にさせていただいて、取り組みを進めていきたいと考えております。

(山畑委員)

遊佐町との調整ももちろん重要ですが、そうでない市町村、今後も県が景観行政を管轄していく区域について、同じような想定していなかった事態が起きると思いますので、そちらについても同時に検討を進めていくことが必要だと思います。

(齋藤会長)

よろしいでしょうか。それでは全体を振り返りまして何か、その他の話題でも結構ですので、閉会の前に一言ということがあれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様には長時間のご審議、大変どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

平成 25 年 2 月 28 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員